

(別紙 2) 自己チェック資料

令和 2 年 6 月 2 日
総務省総合通信基盤局
電気通信事業部
消費者行政第二課

民間競争入札実施事業

「インターネット上の違法・有害情報相談対応等業務請負業務」の自己チェック資料

① 「実施要項における競争性改善上のチェックポイント」の対応状況

(1) 公共サービスの詳細な内容、確保されるべき質について

業務内容について、実施要項において具体的に記載することにより、事業の委託範囲を明確にした。また、新規参入を促すため、実施要項において請負事業者は次期請負事業者及び総務省に対して必要な引継ぎを行わなければならない旨を記載した。

(2) 入札参加資格について

入札参加資格は、特定の事業者しか応札できない等、競争性を阻害するような要件を設けていない。

(3) 入札参加者の募集について

入札公告から事業開始までの期間を 2 ヶ月以上確保した上、大がかりな事前準備等もなく、特定の事業者にも有利となるものではない。また、入札公告から入札書類提出までの期間を 4 週間程度確保し、入札書類の入手及び入札もインターネット上の「電子調達システム」から簡易に行えるようにした。事業の目標や事業内容等の認識の相違を防ぐため、入札説明会を実施した。入札説明会から入札書類提出までの期間を 2 週間以上確保し、質問期間を十分に設けた。

(4) 落札者決定のための評価基準等について

落札者決定のための評価基準については、必須項目、加点項目を分けて記載し、入札者において評価基準が分かるよう明らかにした。また、評価の加重についても明らかにし、現行事業者のみが有利にならないようにした。さらに、類似業務実績を評価項目に入れず、広く新規参入できるようにした。

(5) 情報開示について

実施要項において実施状況に関する情報の開示を行った。人員数については、常勤、非常勤等の項目に分けて実人数を示し、達成水準や達成の程度についても示した。また、前期入札時の事業者ヒアリングを踏まえ、参入障壁とな

っている法務アドバイザーの役割について、相談を要する場合や相談例を記載することにより、法務アドバイザーの確保について心理的軽減を図った。

(6) その他

競争性確保のため、見積取得事業者以外にも公告を行っていることについて積極的な広報活動を行った。また、見積取得事業者や入札説明会に参加したが応札しなかった事業者に入札不参加理由を確認した。

② 実施状況の更なる改善が困難な事情の分析

本事業の実施において請負事業者に特定の資格を要するものではないが、相談内容によってはインターネット上の技術や法律の知識を要することもあるため、請負業務内容にも記載している法務アドバイザーが必要となる場所、インターネット上の法律問題に知見のある弁護士を法務アドバイザーとして配置することが難しいことから、業務を実施可能な事業者が限定されているものと思われる。

また、非応札者のヒアリングからは「過去の実績を参考に積算したところ、業務に必要な人員を確保するには採算ベースに乗せることが困難だった」旨の回答もあり、本事業に必要な体制を確保するには採算がとれない事業者もあると思われる。

以上のことから、入札参加資格の緩和や入札の公告期間等の改善を行ったが請負業務内容の専門性等により入札参加希望者が少なかったのではないかと考える。今後は、より一層、参入可能性のある事業者に対して積極的な広報を行っていく必要がある。